毎週火・金曜日発行



県公

目 次

ページ

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正の一部改正

道路区域の変更 (八〇〇~八〇九・道路課)

7

10

都市計画事業の認可 (八一五・由利地域振興局建設部) 道路区域の変更及び供用開始 (ハー〇~八一四・道路課)......

物品調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (地域活動支援室) 土地改良区の定款変更の認可 (仙北地域振興局農林部) 特定調達契約に係る落札者の決定 (税務課)......

11 11 11 10 10

特定調達契約に係る落札者の決定 (管財課)..... 選挙管理委員会告示

公職選挙執行規程の一部を改正する規程 (一六八)

12

示

告

秋田県告示第七百九十九号

田県告示第六百八十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十七日から 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(平成十七年秋

న్త

第

平成十七年九月二十七日

一号の表条例別表第十三に定める事務の項の改正規定中同項を次のように改め 秋田県知事 寺 田 城

条例別表第十三に定める事務

仙北市 手市、にかほ市 及び仙北市を除 (秋田市、 横 平成十七年四月一日 平成十七年九月二十日

項までの改正規定中同項を次のように改める。 第一号の表条例別表第三十に定める事務の項から条例別表第三十二に定める事務の

横手市、

にかほ

平成十七年十月

日

市

条例別表第三十二に定める事務 市横手市、 仙北市 横手市、にかほ 除く。) 市及び仙北市を 市町村(秋田市 にかほ 平成十七年四月一日 平成十七年十月一日 平成十七年九月二十日

ಶ್ಠ の項の改正規定中「及び条例別表第五十三に定める事務の項」を「から条例別表第五 十四に定める事務の項まで」に改め、 第一号の表条例別表第五十二に定める事務の項及び条例別表第五十三に定める事務 同改正規定中同項に係る部分を次のように改め

条例別表第五十三に定める事務 市 仙北市 横手市、 北市を除く。 市町村(横手市 にかほ市及び仙 にかほ 平成十七年四月一日 平成十七年十月一日 平成十七年九月二十日

に改める。

第一号の表条例別表第六十五第二号に定める事務の項の改正規定中同項を次のよう

及び仙北市を除手市、にかほ市

平成十七年四月一日

市(秋田市、

横

	条例別表第五十四に定める事務
にかほ市	八郎潟町、八森町、田利本
平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

の項の改正規定中これらの項を次のように改める。第一号の表条例別表第六十三に定める事務の項及び条例別表第六十四に定める事務

市町村(横手市、

条例別表第六十四に定める事務			条例別表第六十三に定める事務		
市 にかほ	仙北市	市(秋田市、横 のび仙北市を除 で、秋田市、横	市 にかほ	仙北市	北市を除く。) 市町村(横手市、
平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日

。 第一号の表条例別表第六十八に定める事務の項の改正規定中同項を次のように改め

条例別表第六十八に定める事務			
市横手市、にかほ	仙北市	ち。) た。) た。 た。 た。 た。 たかほ市 でかほ市 でかほ市 でかます。	
平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日	

にかほ市」を加える。第一号の表条例別表第七十二に定める事務の項の改正規定中「横手市」の下に「、

に定める事務の項の改正規定中これらの項を次のように改める。第二号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二号

			条列削長第八十丘第一号ご定める事
市町村(秋田市、	市、にかほ	仙北市	北市を除く。) お町村(横手市、
	平成十七年十月一日	平成十七年九月二十日	平成十七年四月一日

道路の区域

に改める。第二号の表条例別表第八十五第四号に定める事務の項の改正規定中同項を次のよう

事務 条例別表第八十五第四号に定める				
市 横手市、にかほ	仙北市	除く。) 市及び仙北市を 横手市、にかほ 市町村(秋田市、		
平成十七年四月一日平成十七年十月一日				

二十七号に定める事務の項の改正規定中これらの項を次のように改める。第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第

| 市町村(秋田市、 |

平成十七年十月一日	市横手市、にかほ	
平成十七年九月二十日	仙北市	める事務
平成十七年八月一日	北市を除く。) にかほ市及び仙様手市、大館市、村館市のが	条例別表第八十五第二十七号に定
平成十七年十月一日	市横手市、にかほ	
平成十七年九月二十日	仙北市	める 編字
平成十七年四月一日	除く。) 市及び仙北市を のは、にかほ	める事务条例別表第八十五第二十六号に定

秋田県告示第八百号

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり、

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 舟 〕	道路の種類	
新	旧	旧新別
二百八十	二百八十二	路
十二号	十二号	線
	ı.	名
II	鹿角郡小坂町小坂字余路米下九番二地先から字小又二〇番:	区
	○番地先まで	間
・五〇~ - 九・〇〇	・五〇~ 八・〇〇	敷地の幅員(メートル)
〇・二四五	〇・二四五	延長(キロメートル)

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第八百二号

期間

平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

場 所

建設交通部道路課

場 所

建設交通部道路課

期間

平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

県

道

旧

秋田雄和本荘線

新

秋田雄和本荘線

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

道路の区域

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第八百三号

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場 所 建設交通部道路課

報 秋田県告示第八百 道路の種類 道路の区域 期間 般 玉 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで 道 旧新別 二号 旧 新 二百八十五号 路 一百八十五号 線 名 X // り道路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のとお 平成十七年九月二十七日

城目町大川西野字堤ノ内一五六番三地先まで南秋田郡五城目町大川谷地字稲葉谷地一八番三地先から南秋田郡五 間 敷地の幅員(メートル) 二〇・二〇~四六・二〇 四・六〇~四六・二〇 延長 (キロメートル) 0. === 0. ==

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成十七年九月二十七日

寺 田

秋田県知事 典

城

字辛谷地二三番七地先まで秋田市雄和芝野新田字辛谷地二五番三地先から秋田市雄和芝野新田 " 間 敷地の幅員 (メートル) 二九・八〇~四〇・八〇 二七・〇〇~四〇・八〇 延長 (キロメートル) O·O六三 〇・〇六三

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のとお

り道路の区域を変更する。 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

4

秋田県知事

寺

田

典

城

道路の区域

秋田県告示第八百四号

道路の区域

秋田県告示第八百五号

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路課

期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

県

道

新

秋田御所野雄和線

旧

秋田御所野雄和線

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

間

敷地の幅員 (メートル)

延長 (キロメートル)

道路の区域

明 道 新 秋田岩見船岡線		
"	六〇番三二地先まで、日本の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の	1
☆・00・ ・00	☆.00~ .00	
0.01	0.01	

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場 所 建設交通部道路課

期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

り道路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のとお 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

下四九番一地先まで秋田市河辺戸島字大堤下一一五番二地先から秋田市河辺戸島字大堤 " 三六・〇〇~四四・〇〇 四三・二〇一四四・〇〇 〇・〇九三 〇・〇九三

り道路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田

典 城

十八八	7+97
	道路の種類
Ш	旧新別
 秋 田 御	路
田御所野雄和	線
線	名
三二番二地先まで秋田市河辺戸島字上野一六	☒
ハ○番八地先から秋田市河辺戸島字上野一	間
一七・00~二九・二0	敷地の幅員 (メートル)
0.0八0	延長(キロメートル)

=

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(-)

場 所

建設交通部道路課

秋田県告示第八百七号 秋田県告示第八百六号 一 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 $(-\chi-)$ 県 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 県 県 道路の種類 道路の種類 道路の区域 道路の区域 期間 場 所 期間 場 所 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで 建設交通部道路課 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで 建設交通部道路課 道 道 道 旧新別 旧新別 旧 新 旧 新 新 本荘西仙北角館線 本荘西仙北角館線 秋田北野田線 秋田北野田線 秋田御所野雄和線 路 路 線 線 名 名 五二番一地先まで秋田市河辺松渕字小川原五〇番二地先から秋田市河辺松渕字小川原五〇番二地先から秋田市河辺松渕字小川原 三二番二地先まで秋田市河辺戸島字上野一六〇番八地先から秋田市河辺戸島字上野 大仙市大沢郷寺字野田家越七三番四地先から二八番八地先まで 大仙市大沢郷寺字野田家越七三番四地先から二八番 X X 11 り道路の区域を変更する。 り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 平成十七年九月二十七日 平成十七年九月二十七日 一〇地先まで 間 間 敷地の幅員 (メートル) 二七・00~五三・00 敷地の幅員 (メートル) 一二・九〇~五三・〇〇 -.00 一・00~一九・00 四・四〇~二八・四〇 _ 四 六〇 秋田県知事 秋田県知事 延長 (キロメートル) 延長 (キロメートル) 寺 寺 0.1011 〇・〇五六 O·O八O O·一O五 〇・〇五六 田 田 次のとお 次のとお 典 典 城 城

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

建設交通部道路課

県

道

旧

大曲大森羽後線

大仙市内小友字上中田五三八番一○地先内

新

大曲大森羽後線

11

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

道路の区域

秋田県告示第八百十号

期間 場 所

平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

(二) 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

秋田県告示第八百八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

O· 三 九	0周・十二~00・01		湯沢雄物川大曲線 大	新	Į Į
O·二三六	八・〇〇~一三・四〇	仙市角間川町字愛宕四二番五地先から字二本杉二八番五地先まで	湯沢雄物川大曲線 大	旧	
延長(キロメートル)	敷地の幅員(メートル)	区間	路 線 名	旧 新 別	道路の種類

| | 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場所 建設交通部道路課

期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

秋田県告示第八百九号

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

次のとお

城

間 敷地の幅員 (メートル) | 二、六〇~ | 八・〇〇 |二・六〇~ |三・00 延長 (キロメートル) 〇・〇五七 〇・〇五九

の区域を変更し、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、 平成十七年九月二十七日 供用を開始する。 次のとおり道路

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域及び供用開始の区間

	道	
寺内新屋雄和線	寺内新屋雄和線	新別と路線名
"	谷地三○番六地先まで 秋田市下浜八田字野田谷地三二番五地先から秋田市下浜八田字野田	区間
一五・二〇六三・八〇	O>·Ⅲ⊁~O>·Ⅲ1	敷地の幅員(メートル)
0.0七六	0・0七六	延長(キロメートル)

供用開始の期日
平成十七年九月二十九日 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 建設交通部道路課

期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

秋田県告示第八百十一号

平成十七年九月二十七日

田

の区域を変更し、供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

秋田県知事 寺 典 城

新 北ノ又井川線

"

秋

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

道路の区域及び供用開始の区間

県

道

旧

北ノ又井川線

田大倉字古堂四二番三地先まで南秋田郡井川町坂本字三嶽下四三

|番二六地先から南秋田郡井川町八

間

敷地の幅員(メートル)

延長 (キロメートル)

八・〇〇~ | 一・九〇

〇・〇六五

九・〇〇~一九・二〇

〇・〇六五

の区域を変更し、供用を開始する。 秋田県告示第八百十二号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域及び供用開始の区間

(=)(-)

期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

場 所

建設交通部道路課

供用開始の期日
平成十七年九月二十九日

道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

	道路の種類
旧	旧新別
場古線井内	路
大久保	線
停 車 ———	名
沖二七番一地先まで潟上市昭和豊川龍毛字中沖一番六地先から潟上市昭和豊川龍毛字	区間
中一六・四〇~二六・八〇	敷地の幅員(メートル)
O · O 三八	延長 (キロメートル)

県

道

新

川添下浜停車場線

"

八.00~二0.六0

秋田県告示第八百十四号

の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事

寺

田典

城

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

-				
		<u> </u>	(= _Y _) = =	
	道路の種類	道路の区域及び供用開始の区間	(二 期間 平成十) 道路の区域及び一 遺路の区域及び 供用開始の期日	県道
旧	旧 新 別	び供用開	平成十七年九月二建設交通部道路課域及び供用開始のの期日(平成十七	新
川添下浜停車場線	路線	始 の 区 間	年九月二十七日から同年部道路課 用開始の区間を表示した平成十七年九月二十九日	場線古井内大久保停車
停 車 場 線	名		から同年十九日	久 保 停 車
景予目 こ地たよで	X		間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで	"
から秋田市雄和下黒瀬字	閰		平成十七年九月二十七日の区域を変更し、供用を開始する。道路法(昭和二十七年法律第百:秋田県告示第八百十三号	
O · \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	敷地の幅員(メートル)	秋	平成十七年九月二十七日区域を変更し、供用を開始する。区域を変更し、供用を開始する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路田県告示第八百十三号	一六・四〇~二六・八〇
	延長(キロメートル)	秋田県知事 寺 田 典 城	足に基づき、次のとおり道路	O · O = \

道路の区域及び供用開始の区間

供用開始の期日
平成十七年九月二十九日

,道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

場所 建設交通部道路課

10 14				
道			道路の種類	
亲	折	旧	旧新別	
車道			路線名	
	転	転		
B 戸尻台五番一七地先まで 秋田市河辺戸島字沖田表五九番	A 戸尻台五番三八地先まで 秋田市河辺戸島字沖田表五九番	台五番一七地先まで 秋田市河辺戸島字沖田表五九番ー地	区	
田一地先から秋田市河辺戸島字井	三地先から秋田市河辺戸島字井	地先から秋田市河辺戸島字井戸尻	間	
三・八〇~一九・〇〇	七・〇〇~一回・四〇	五・八〇~一八・二〇	敷地の幅員 (メートル)	
〇・〇九六	〇・〇五七	〇・〇九六	延長(キロメートル)	

平成十七年九月二十七日

秋

施行者の名称

由利本荘市

兀

事業地

収用の部分

使用の部分

秋田県由利本荘市東梵天地内

平成十七年九月二十七日から平成二十二年三月三十一日まで

Ξ

事業施行期間

都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画道路事業三・四・二十号停車場東口線三・四・二十一号梵天線

公

告

の規定により、公示する。

は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又

県

<i>X</i>			
	道		
新	II	∃	
車道 秋田河辺雄和自転	車道	秋田河辺雄和自転	
台秋 五田	В	А	
番 七地先まで	戸尻台五番一七地先まで秋田市河辺戸島字井秋田市河辺戸島字沖田表五九番一地先から秋田市河辺戸島字井	戸尻台五番三八地先まで秋田市河辺戸島字井秋田市河辺戸島字沖田表五九番三地先から秋田市河辺戸島字井	
三・八〇~一九・〇〇	三・八〇~一九・〇〇	七・00~1回・回0	
O·h	〇・〇九六	〇・〇五七	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 秋田県告示第八百十五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画 供用開始の期日
平成十七年九月二十七日 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで 場 所 建設交通部道路課

秋田県知事 寺 田 典

城

五 落札金額

五千六百二万八千四百二十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

一般競争入札の公告を行った日

七

平成十七年七月二十九日

同条第二項の規定に基づき、公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、特定非

秋田県知事 寺 田 典 城

申請のあった年月日

平成十七年九月二十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十七年九月十二日

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

落札に係る特定役務の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 総務企画部税務課 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県地方税電子申告システム導入業務 一式

兀 Ξ 落札者を決定した日 落札者の名称及び住所 平成十七年九月十二日

番十七号 日立キャピタル株式会社東北法人営業支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目十

Ξ 代表者の氏名 特定非営利活動法人農楽舎 昌

兀 大仙市南外字滝ノ沢四十九番地 主たる事務所の所在地 治

五

定款に記載された目的

啓発・情報提供・支援に関する事業を行い、合わせて行政や様々な機関に対して活 主たる対象に、農村部の地域づくりに伴う農林地・家屋の提供などの調査・研究・ 与することを目的とする。 動に基づく提案等も行い、人口減少対策や中山間地、遊休地、耕作放棄地対策に寄 この法人は秋田県内の農村で農林業に従事或いは定住・一時滞在を志す中高年を

町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年九月二十日認可し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定に基づき、公告する 美郷

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 平成十七年九月二十七日 公告する。

秋

和

秋田県知事 寺 田 典 城

八札に付する事項

購入物品名及び数量

小型バックホー 一台

購入物品の仕様等

納入期限 人札説明書及び仕様書による。

平成十七年十一月十四日(月)

(四) 納入場所

秋田県立大学短期大学部

八札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

 $(\Xi \chi = \chi$ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

三 契約条項を示す場所等

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県出納局管財課 (電話番号〇一八 八六〇 二七三八

入札説明書及び仕様書の交付方法

までの期間、 規定する県の休日を除き、平成十七年九月二十七日(火)から同年十月六日(木) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第 随時交付する。 一条第一項に

入札執行の日時及び場所

兀

平成十七年十月十四日 (金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

五

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 消費税及び地方消 見積もった契約希

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、 入札説明書による。

は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又 (七)

の規定により、公示する。 平成十七年九月二十七日

秋田県知 寺 田 典 城

 (Ξ)

平成十七年九月一日 落札者を決定した日

落札に係る物品の名称及び数量

ロータリー除雪車 (二・二メートル級)

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 — 台

落札者を決定した日 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

平成十七年九月一日

 (Ξ)

落札者の名称及び住所

(四)

株式会社カワサキマシンシステムズ 北東北支店 秋田営業所

落札金額 秋田市川尻大川町一 三十三

一千七百十一万一千円

(五)

般競争入札の公告を行った日

ロータリー除雪車 (二・六メートル級)

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

落札者を決定した日

(三)

平成十七年九月一日

落札者の名称及び住所

(四)

北日本TCMイワフジ株式会社 秋田支店

秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二

落札金額

(五)

四千百四十七万五千円

(六)

契約の相手方を決定した手続 般競争入札

般競争入札の公告を行った日

平成十七年八月二日

落札に係る物品の名称及び数量

除雪グレーダ(四メートル級) 一台

(六) 契約の相手方を決定した手続

平成十七年八月二日 般競争入札

落札に係る物品の名称及び数量

一台

(五) 落札金額 |千二百九万二千円

(六) 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

般競争入札の公告を行った日

平成十七年八月二日

落札に係る物品の名称及び数量 除雪グレーダ(四メートル級)

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

落札者を決定した日

(四) 落札者の名称及び住所

平成十七年九月一日

コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九

四十八

(五) 落札金額

(四) 東北建設機械販売株式会社 落札者の名称及び住所 秋田支店

秋田市川尻町字大川反二百三十三 九十

(六) 契約の相手方を決定した手続 二千百五十二万五千円

(七) 般競争入札 般競争入札の公告を行った日

平成十七年八月二日

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 除雪グレーダ(四メートル級) 一台

落札者を決定した日 出納局管財課 秋田市山王四丁目 一番一号

(四) (Ξ) 平成十七年九月一日 落札者の名称及び住所

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

改める。

仙北市立田沢湖病院

仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地

に

流苑

特別養護老人ホーム清

仙北郡西木村下桧木内字松葉二百三十二番地

を

田沢湖町立田沢湖病院

仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地

公立角館総合病院

仙北市角館町上野十八番地

別表第二中

町立角館寿楽荘

仙北郡角館町岩瀬字菅沢二十一番地の十五

を

流苑

特別養護老人ホー

· ム 清

仙北市西木町桧木内字松葉二百三十二番地

に

第1713号

(五) (七) (六) 平成十七年八月二日 契約の相手方を決定した手続 落札金額 二千百三十八万八千五百円 一般競争入札の公告を行った日 一般競争入札

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第百六十八号 公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。 平成十七年九月二十七日 秋田県選挙管理委員会委員長

田 中 伸

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 次のように改正す

別表第一中 公立角館総合病院 仙北郡角館町岩瀬字上野十八番地 を

に

を

老人保健施設にしき園

仙北市西木町門屋字屋敷田百番地

に

を

しき園 眺苑 西木村老人保健施設に 仙北郡西木村門屋字屋敷田百番地

特別養護老人ホーム清 仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地

に

田沢湖町特別養護老人 仙北郡田沢湖町生保内字下高野七十二番地の一

を

ホーム清眺苑

特別養護老人ホー ムか 仙北市角館町菅沢十五番地

に

くのだて桜苑

立かくのだて桜苑 仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番地の

特別養護老人ホー

ム町

を

市立角館寿楽荘

仙北市角館町菅沢二十一番地十五

に

仙北郡西木村下桧木内字松葉二百三十二番地

ケアハウスゆっ栗館

を

13

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込)

印

刷

者